

# 着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関する 論点整理②

---

令和5年5月30日

事 務 局

## 4. 議論の進め方について

論点整理①

- ビル&キープ方式を原則化する場合、電話市場における競争、事業、料金等の前提となっている、現行の事業者間精算方式を変更するものであることに鑑みれば、利用者料金等に及ぼす効果も含め、様々な観点についてそれぞれ明確化を図りつつ、丁寧な議論を進めていくことが適当なのではないか。
- また、仮に原則化を行う場合の制度的な裏付け・我が国の接続ルールの中での位置付けについても併せて整理を要するのではないかと。

➡ 総務省において令和4年度に実施した諸外国におけるビル&キープ方式の導入状況等の調査について、概要を説明（→P.2）。

## 6. トラヒック・ポンピングとの関係

論点整理①

- 一部の事業者からビル&キープ方式の原則化の論拠の1つとして提示のあったトラヒック・ポンピングの問題については、速やかな解決を要する問題であるという点について概ね争いはないものの、①ビル&キープ方式の原則化が根本的な解決となるとする意見があった一方で、②業務改善命令その他の行政当局による関与により解決を図るべきとの意見があった。
- ビル&キープ方式の原則化については、前述のとおり競争政策上の観点から丁寧な議論を要するところ、原則化により速やかに解決することは（原則化によって解決すべきかどうかは措くとしても、）不適當かつ困難なのではないか。
- まずは総務省において、トラヒック・ポンピングの実態の検証を行った上で、電気通信事業法上の考え方等について整理を進めることが適当ではないかと。

➡ 総務省において、トラヒック・ポンピングに係る電気通信事業法上の考え方を整理（→P.5）。

## 5. 指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化

論点整理①

- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることに関して、接続する2者間の合意に基づき選択する限りにおいては、問題ないとする意見があった一方で、①指定設備設置事業者の有する交渉上の優位性等に鑑み、事業者間協議の適正性を確保する必要があるとの意見、②接続する2者間の合意に基づき選択できるようにすることが、指定設備設置事業者との間でビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題を生じさせるとの意見があった。
- ①については、指定電気通信設備制度の趣旨を踏まえて、ビル&キープ方式による音声接続を可能とした場合に必要な制度的措置として、どのようなものが考えられるのか、具体的に検討する必要があるのではないかと。
- ②については、指摘のあった問題を具体的に整理した上で、①に基づき講じた措置を踏まえてなお生じる課題であると言えるかどうか、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることが公正競争環境に与える効果等について、十分に検討する必要があるのではないかと。

➡ ②（ビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題）の観点等から構成員から質問があったところ、指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化の要否・制度的措置について各社回答も踏まえつつ、どのように考えるか（→P.7～）。

## ビル&キープ方式導入国の状況

- 米国では、2011年にビル&キープ方式導入が決定され、2020年に全面適用された。
- インドでは、2015年に携帯電話間を除き適用。携帯電話間については、2017年に導入が決定され、2021年に全面適用された。
- イスラエルでは、2022年に導入が発表された（2025年までに移行）。

	米国	インド	イスラエル	
ビル&キープ方式に関する制度	導入時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定電話：2011年のFCC規則（USF/ICG変革令）でビル&amp;キープ方式導入（プライスカップ制LECは6年、報酬率制LECは9年以内に移行）</li> <li>携帯電話：慣行的にビル&amp;キープ方式が採用</li> <li>事業者間交渉は自由であるが、現在、実質すべての事業者がビル&amp;キープ方式を採用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話間以外：2015年電気通信接続料規則でビル&amp;キープ方式導入</li> <li>携帯電話間：2017年同規則で2020年からのビル&amp;キープ導入を決定（施行は延期されて2021年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022年6月にビル&amp;キープ方式を導入（2025年までに移行）</li> </ul>
	導入の背景・主な目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセス・スティミュレーション（トラヒック・ポンピング）の抑止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話→固定電話の通話料金の低廉化</li> <li>携帯電話網の4Gへの移行推進 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者間精算に係る事業者の事務負担や接続料金を監督する行政の負担の軽減</li> </ul>
	小規模事業者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>移行スケジュールにおいて配慮</li> <li>コネクタアメリカ基金からの援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし（ビル&amp;キープ方式の導入そのものが小規模事業者への配慮）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし（全ての事業者が等しく影響を受けるため）</li> </ul>
	サービス呼（トールフリー等）への適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初対象外だったが、アクセス・スティミュレーション対策のため2020年に適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用（かけ放題が普及し需要低下）</li> </ul>
	国際呼への適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者間交渉によるが、事実上原則的に採用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象外（国際電話が少ないため問題ないとの判断）</li> </ul>
導入後の市場等の変化	利用者料金の低廉化	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定電話料金（インターネットやケーブルテレビとのバンドルを含む。）はCPI上昇率を超える上昇</li> <li>携帯電話料金は長期的に低廉化していく傾向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話の音声通信料金は大幅に低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（今後、制度移行）</li> </ul>
	かけ放題（定額プラン）の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定・携帯ともに普及（2010年台前半）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定・携帯ともに、複数社が提供（固定は時期不明、携帯電話では2017年～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定・携帯ともに複数社が提供</li> </ul>
	MVNOへの影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸料金は低廉化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不明（MVNO数が少ない。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不明（MVNO数が少ない。）</li> </ul>

## 米国における導入経緯及び制度概要

- 米国ではビル&キープ方式について2001年から度々FCCによるパブリック・コンサルテーションが実施されてきた。
- 検討の背景には、通信技術の進化により分単位の接続料が陳腐化すること、従来の接続料規制が複雑であったこと、アクセス・スティミュレーション（トラヒック・ポンピング）が横行していたこと等が挙げられる。
- 2011年のFCC規則の改正「USF/ICC変革令」により着信接続料にビル&キープ方式が導入されたが、その後、同令で適用対象外とされた接続形態（中継接続、着信課金等）を利用したアクセス・スティミュレーションが発生したため、その後もビル&キープ方式の適用対象を拡大。

### (導入までの経緯)

- 2000年 FCCは事業者間精算に関する2つのWorking Paperを公表。
- 2001年 FCCは市場の競争化、インターネットや携帯電話の普及及び当時の事業者間精算の規制体系が複雑であったことを背景として、接続料の在り方を見直す方針（ビル&キープ方式の実現可能性を含む。）を示す。
- 2005年 FCCは事業者間補償制度は複雑すぎて曖昧になりやすく、非効率的な投資インセンティブにつながりやすいとして、改革を実施することを提案し、パブリック・コメントを募集。
- 2011年 FCCはUSF/ICC 変革令を制定・施行し、事業者間補償制度を改革、着信接続料にビル&キープ方式を導入。

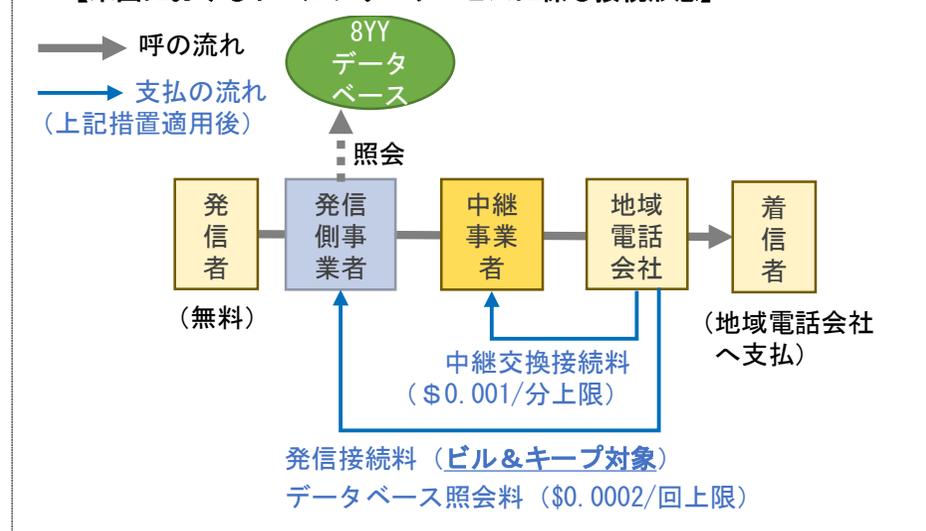
### (2011年 USF/ICC変革令：着信接続料へのビル&キープ方式の導入)

- 次のように、ビル&キープ方式の段階的導入を図った。
  - ・ 州内と州際の接続料に上限を設定（2011年12月（同令発効日））
  - ・ 各事業者における州内と州際の接続料を統一（～2013年7月）
  - ・ プライスキャップ制LECが移行（～2017年7月）  
（自社の中継交換局を經由する着信接続料は、2018年7月までに移行）
  - ・ 報酬率制LECが移行（～2020年7月）
- 事業者の収入減を軽減するための回収メカニズムを設定
  - ・ 固定電話サービス利用者に月額ARCを課すことを許可（一部利用者は対象外）
  - ・ ARCで回収できない部分はCAFから援助（2020年には援助総額が約3.97億ドル）

### (直近の動き： トールフリーサービスへのビル&キープ方式の適用)

- 2020年、FCCは8YYアクセス料金改革令により、トールフリー番号（発信者課金が無い電話番号。8YY）の発信接続料をビル&キープ方式に3年間で段階的に移行したほか、次の規制を導入。
  - ・ ～2021年7月 8YY中継交換接続料に\$0.001/分の上限を設定
  - ・ ～2023年7月 8YYデータベース照会料に\$0.0002/回の上限を設定し、1通話あたり1照会を超える課金を禁止
- 減収となった事業者は利用者に課金可能であるほか、CAFから支援

【米国におけるトールフリーサービスに係る接続形態】



プライスキャップ制LEC：州際料金についてプライスキャップ規制を適用されている、比較的規模の大きい地域電話会社  
報酬率制LEC：上記以外のLEC  
ARC：Access Recovery Charge 2017年7月以降は最大\$3.0/月  
CAF：Connect America Fund ブロードバンド普及を目的とした基金

## pure LRIC方式導入国の状況

- EUでは、欧州規制当局団体（ERG。BERECへ改称）が2006年頃から2010年にかけてビル&キープ方式について検討。長期的には、現行のCPNP（発信者側支払制度）よりビル&キープ方式が有望な制度であるとするものの、EC勧告（2009年・pure LRICの導入を推奨）の実施等により着信接続料が効率的な水準まで下がることが予想されるため、短中期的には現行制度の継続が正当化できると結論。
- 英国では、2009年EC勧告以前からビル&キープ方式を含む様々な手法が検討されてきたが、2011ECフレームワークとの整合性を重視し、現行の制度（pure LRIC）を継続。

	EU	英国
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>2009年EC勧告でpure LRIC方式を推奨（移行期間2012年末）</li> <li>2018年採択の欧州電子通信法典を受け、2020年12月採択の委任法（Delegated Act）で、2021年7月より全事業者対象にユーロレート（欧州統一接続料）施行 固定:0.07¢/分、2022年から完全適用 移動:0.20¢/分 2024年から完全適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2009年EC勧告を受け、2011年に移動通信でpure LRIC移行を決定。接続料が低減（例：2011年:4.18ペンス/分→2014年:0.69ペンス/分）</li> <li>2013年固定通信（当時の固定着信接続料規制対象はBTのみ）についてpure LRICを適用（2012年:0.219ペンス/分→2013年:0.032ペンス/分）</li> <li>2017年に全事業者にpure LRICを適用</li> </ul>
利用者料金の低廉化	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定電話、携帯電話ともに低廉化傾向（ただし、携帯電話は2009年以前から継続して低廉化）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定電話、携帯電話ともに低廉化</li> </ul>
かけ放題（定額プラン）	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定電話では、2009年以降定額制サービスが増加。2018年には全加盟国で展開</li> <li>携帯電話でも接続料の低廉化により、網内呼と網外呼の料金差が解消される傾向が見られ、定額かけ放題プランが普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定電話でかけ放題サービス展開（BTは、国内電話かけ放題プランを月額£41.05で提供。固定回線のバンドルサービスで電話のかけ放題を含むプランを提供）</li> <li>携帯電話契約者の84%はかけ放題プランを利用（2022年）</li> </ul>
MVNOへの影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>2009～2015年にMVNOの数は120%増加、接続料の低廉化が成長を促進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不明</li> </ul>
スパムコール（ロボコール・迷惑電話）の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般データ保護規則で同意のない営業電話の禁止</li> <li>多額の行政過料あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>迷惑電話は減少していたが、2021年に上昇</li> <li>プロバイダに対しCLIサービス（発信者番号通知）の提供を義務化。プロバイダは無効なCLIを持つ電話をブロックするため合理的な手段を講じなければならない。</li> <li>政府機関など消費者に電話をかけることのない機関のDo Not Originate (DNO) リストを作成</li> </ul>

着信インセンティブ契約（音声における接続協定の一方の当事者（着信側事業者）が、他方の当事者（発信側事業者）の電気通信役務の利用者との間で締結する契約であって、当該利用者が（発信側事業者を經由して）着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて着信側事業者が金員（インセンティブ）を支払う旨のものをいう。）に関する電気通信事業法の適用についての考え方は以下のとおり。

- 1 通信を促す行為は、電気通信事業の発達に資すると考えられ、また、電気通信事業法上、着信に対してインセンティブを支払う契約を禁止する規定もないことを踏まえると、着信に対してインセンティブを支払う契約自体が直ちに電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保に支障を生じさせるものとは言えないと考えられる。
- 2 また、当該インセンティブの原資が着信側事業者の着信接続料収入の一部であることについても、接続料の妥当性は原則として事業者間の協議の中で確保されるべきものであることから、当該インセンティブを支払うことが、直ちに業務改善命令の対象となるものではないと考えられる。
- 3 しかしながら、着信インセンティブ契約が電気通信役務の利用者が契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高いものである場合、着信側事業者がその旨を認識しつつ当該行為を防ぐための必要な措置を講じないことは、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。  
このため、発信側事業者が自己の電気通信役務の利用者による当該行為を防止するために着信側事業者が締結している着信インセンティブ契約の是正を図ることが必要だと考える合理的な理由がある場合、当該発信側事業者が当該着信側事業者に対して着信インセンティブ契約の是正を要請したにも関わらず、当該着信側事業者が当該要請に真摯に応じないことも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。  
また、他の電気通信事業者の利用者に当該電気通信事業者の契約約款に違反する行為をその旨認識しつつ行わせることによって、接続料収入を増加させようとすることも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。
- 4 上記の適正かつ合理的な事業の運営とは言えない行為が継続的に行われると、契約約款に違反する行為が行われた発信側事業者に、違反行為の察知や利用停止などの対応をとる業務（※）が発生して通常の業務が妨げられるのみならず、当該利用者に対し約款違反行為を行わせ、その結果、当該発信側事業者の利用者に電気通信役務の提供が拒否されるなどの重大な不利益を被らせるおそれがある。これに加え、「かけ放題サービス」という利用者利便の向上に大きく資するサービスの提供促進も阻害されかねない。  
これらを踏まえると、このような行為が継続的に行われた場合、結果として電気通信の健全な発達や国民の利便の確保に支障が生じる可能性は否定できないと考えられる。  
※当該電気通信事業者が契約違反行為を察知・防止するために、通常の業務を超えた対応（頻繁なモニタリング等）を行わざるを得ない状況であることが前提。
- 5 したがって、着信インセンティブ契約に関して、上記3及び4に該当すると考えられる場合は、電気通信事業法第29条第1項第12号の要件に該当し、同項に基づく業務改善命令の対象になる可能性があると考えられる。

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

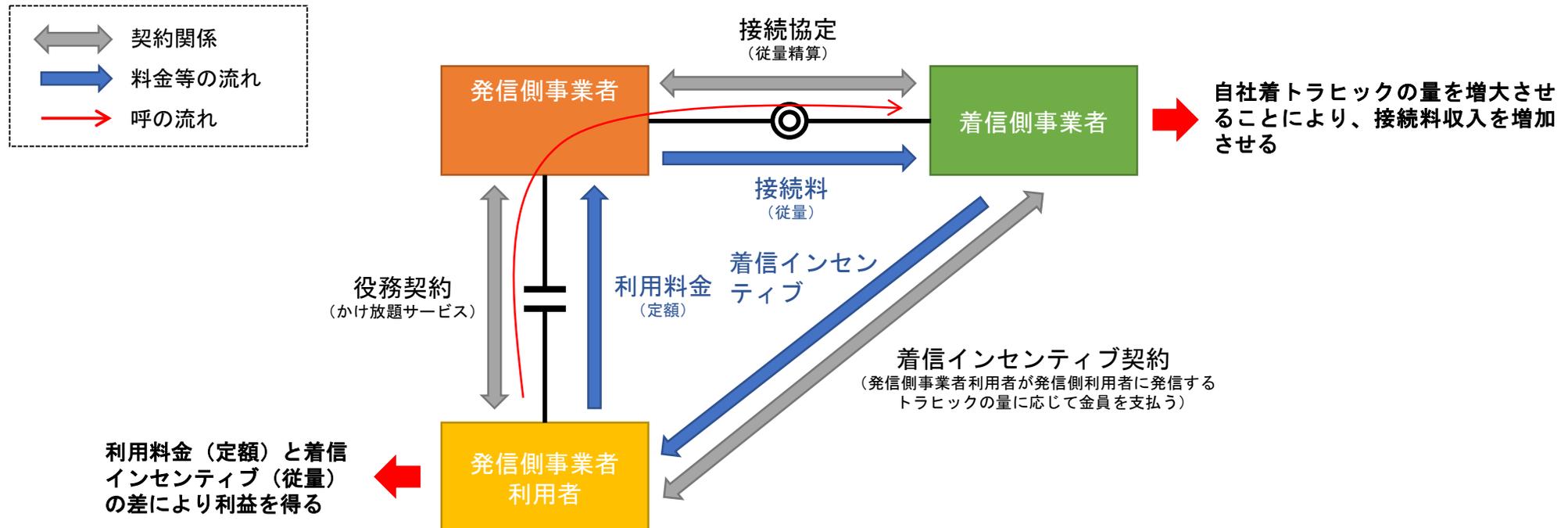
一～十一 略

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

2 略

- 音声接続における接続料取引において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用して「トラヒック・ポンピング」が生じているという主張がある。(本研究会第67回会合・NTTドコモ等)
- トラヒック・ポンピングとは、典型的には次のような状況を指すと理解できる。
  - ・ 音声における接続協定で、発着トラヒックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の事業者間精算方式が採用されている場合に、
  - ・ 接続協定の一方の事業者(以下「着信側事業者」)が、協定の相手方事業者(以下「発信側事業者」)の利用者(通常、発信側事業者の「かけ放題サービス」を利用)との間で「着信インセンティブ契約」(当該利用者が(発信側事業者を経由して)着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて着信側事業者が金員を支払う旨の契約)を締結することにより、
  - ・ 当該トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させること。
  - ・ なお、当該接続料収入がネットワークコストと乖離することから、その一部を着信インセンティブ契約において着信側事業者が支払う金員の原資とすることができる。

## <典型的なトラヒック・ポンピングとされるもの>



## 問（西村（暢）構成員 → ZIP Telecom・IPS Pro・アルテリア）

指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択できるようになることにより、電話の市場を抑圧的にしてはならないという観点で、先般ご指摘いただいたデファクトスタンダードになってしまう、小規模事業者の回線を消費するといった懸念について、具体的に教えていただきたい。

### （ZIP Telecom回答）

- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式の選択が可能となり、当該精算方式に合意する事業者が増えると、**複数の市場価格**（PSTN-LRIC、IP-LRIC、ひかり電話水準、ビル&キープ方式）のうち、**ビル&キープ方式が市場価格として認知**され、当該方式が事業者間の標準的な精算方式となり得る。
- 指定設備設置事業者が**競争上の優位性を用いて接続料に係る協議を行わないための規定が必要**。例えば「指定設備接続約款において非指定設備設置事業者がビル&キープ方式による精算を拒むことができ、通常の事業者間精算方式を望めばこれを受け入れる」等、**非指定設備設置事業者がビル&キープ方式を拒む選択ができるような制約が規定されれば**、非指定設備設置事業者はビル&キープ方式と通常の事業者間精算方式のいずれかを選択できることとなり、指定設備設置事業者が**競争上の優位性を用いて同意を強要する等の状況には至らない**。

### （IPS Pro回答）

- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択すると、同方式が**事実上のルール、スタンダードとなり**、あるいは同方式を**希望する指定設備設置業者から同方式を受諾する圧力が強まる**ことが推測されるため同方式を指定設備設置事業者に認めることに反対。
- 我が国では、携帯電話/固定電話間の通話は携帯電話発信/固定電話着信のトラフィックが固定電話発信/携帯電話着信を大きく上回っており、ビル&キープ方式では、発信通話料収入が少ない固定電話通信が主力の事業者に大きな影響が発生。その結果、固定電話事業者の通信ネットワークの維持、サービス提供の継続が困難となる。特に当社のような小規模な固定電話事業者の経営への影響が大きく、大手通信事業者による寡占化が進み、利用者のサービスおよび事業者の選択肢が減り、利用者の利益を損ね、通信市場の健全な成長に悪影響を与える。
- **仮にビル&キープ方式を選択できるようになる場合であっても、選択しない場合の接続料が合理的に設定されるようにLRIC方式の堅持を希望**。
- **マイグレーション後の接続構成においても、繋ぐ機能P O Iビルを介して接続する構成に変わるものの、接続当事者間が合意したセッション数を設定するというボトルネックがあるため着信側の設備を増強が必要となる**という構造は、NTT東日本・西日本を介して接続する現在の接続構成と変わらない。
- ビル&キープ方式は発信/着信がバランスしている場合にのみ採用されうる方式であり、発信/着信がアンバランスな現在の市場には適合しない。因って当社はビル&キープ方式の導入には反対。

## 問（西村（暢）構成員 → ZIP Telecom・IPS Pro・アルテリア）

指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択できるようになることにより、電話の市場を抑圧的にしてはならないという観点で、先般ご指摘いただいたデファクトスタンダードになってしまう、小規模事業者の回線を消費するといった懸念について、具体的に教えていただきたい。

### （アルテリア・ネットワークス回答）

- **ビル&キープ方式を拒否することが他サービス等の円滑な接続協議に影響するのではないかという懸念や忖度によるデファクトスタンダード化**  
多くの中小規模の事業者は、指定設備設置事業者（特にNTT東日本・西日本）と、電話サービス以外のフレッツ光等の他のサービスや、コロケーション、光ファイバ等の他の設備についても接続を行っており、ビル&キープ方式の採用を拒否することにより、これら**他サービスや他設備の円滑な接続協議に影響が出るのではないかとの懸念や忖度**がなされ、デファクトスタンダード化していくことを懸念。
- **指定設備設置事業者（業界の大手）の意向であるビル&キープ方式を拒否することにより市場から誤解を受ける可能性**  
NTT東日本・西日本等の指定設備設置事業者の意向である**ビル&キープ方式を拒否する中小規模の事業者が、市場（利用者）から、その正当性を考慮されることなく、単に一般に信頼されている大規模な事業者の意向に背く事業者であるといったバイアスのかかった認識をされる**おそれがあり、それを避けるために採用を受け入れざるを得なくなる事態についても、デファクトスタンダード化していく要因となると懸念。
  - これらの指摘について、どのように考えるか。
  - これらの指摘も踏まえ、仮にビル&キープ方式を選択可能とする場合の事業者間協議の適正性を確保するための制度的措置に関し、例えば、以下の事項についてどのように考えるか。
    - ビル&キープ方式に合意する条件を接続約款に定めることとすべきか。（定めることとする場合、）どのような条件について接続約款に定めることとすべきか。（例：呼種、接続形態等）
      - ・ 指定設備設置事業者側でどのような場合にビル&キープを選択できるのかを、事前に明確化、整理が必要。【第71回会合・エネルギー・コミュニケーションズ】
    - 求められれば他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に応じることを義務づけることとすべきか。
      - ・ 求められれば他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に応じることを義務づけることにより、公正競争上の問題は生じない。【第67回会合・NTT東日本・西日本】
      - ・ 当該事業者が他事業者と合理的な理由なく同方式を選択しないということがなければ、公正競争上の懸念はない。【第67回会合・NTTドコモ】
      - ・ 指定設備設置事業者は、接続事業者との協議において、ビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できるように配慮する必要【第69回会合・楽天モバイル】
      - ・ 一部の事業者とビル&キープ方式を採用した際には、その他の希望事業者に対しても同等に取り扱う等、留意が必要。【第69回会合・オプテージ】
    - 当該指定設備設置事業者の他事業者のビル&キープ方式に係る合意の状況について確認するための措置をとるべきか。
      - ・ 指定設備設置事業者が接続料の選択肢としてビル&キープを取り入れることが可能となれば、当該精算方式を適用する事業者数の推移にもよるが、この精算方式が事業者間の標準的な精算方式となり得る可能性がある【第69回会合・ZIP Telecom】

## 問（佐藤構成員 → 指定設備設置事業者）

指定設備設置事業者の選択可能化については先行して議論していくべきと考えるが、その前提として、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることが公正競争に与える効果について教えていただきたい。

### （NTT東日本・西日本回答）

- 他の事業者からも指摘があったように、着信接続料の協議においては下記のような課題があるため、2社間の協議のみで円滑に合意を図ることができるとは限らず、結果、不当に高額な接続料の適用が継続し、事業者間の公平性が損なわれる懸念があると考えます。
  - ・ 具体的な算定根拠の作成・提示が困難なこと、
  - ・ 提示された情報の妥当性の確認が困難なこと、
  - ・ 指定設備事業者の接続料をベンチマークとして用いるとしても、相手方のネットワーク構成等の確認が困難なため、用いるベンチマークが適切かどうかの判断が困難なこと
- 現に、当社においても、一部の事業者より、算定根拠の提示がないまま独自に算定した当社接続料水準を上回る単金を設定する、あるいは、自社網がPSTNに相当するとして、ひかり電話より高額なPSTN接続料水準のみを設定することが妥当との主張がなされ、結果、長期にわたり未合意の状況が続くケースが発生していた事例があります。
- 一方、ビル&キープ方式の選択が可能となれば、上記の着信接続料の協議に係る課題を解消することが可能となり、事業者間の公平性確保が図られるものと考えます。
- また、ビル&キープ方式を採用する場合、トラヒックポンピングのような不適切なビジネスモデルを抑止・是正することが可能となるという点でも、着信接続料に係る事業者間の公平性確保に資するものと考えます。

### （NTTドコモ回答）

- ビル&キープ方式が選択可能となり、同方式が普及すれば、自社のネットワークコストの削減効果をそのままユーザ料金等に反映できるようになるため、利用者利便の向上につながることが期待されます。
- また、紛争している事業者との間で個別にビル&キープ方式が選択可能となれば、トラヒック・ポンピングのような不適切なビジネスモデルの是正につながることも期待されます。例えば、裁定方針において、近似的に他の費用等を用いることが困難な場合にビル&キープ方式を採用するようにすることで、総務大臣裁定を通じた事業者間の合意がなされることを想定しています。
- なお、合意に基づき個別にビル&キープ方式を選択している指定設備設置事業者が、他の事業者と合理的な理由なく同方式を選択しないということがなければ、公正競争上の懸念はないと考えます。

## 問（佐藤構成員 → 指定設備設置事業者）

指定設備設置事業者の選択可能化については先行して議論していくべきと考えるが、その前提として、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることが公正競争に与える効果について教えていただきたい。

### （KDDI回答）

- ビル&キープ方式導入は個社の判断に委ねるのではなく、全事業者同時期、一律導入とすべき。その理由は以下のとおり。
  - ・ 2者間の個別の合意により導入する場合は相手事業者との接続料収支の損得勘定を考慮するため、収支が黒字の事業者が同意する可能性は極めて低い。
  - ・ ビル&キープ方式賛成事業者であっても、個社ごとの協議が条件であれば個々の接続料収支を重視せざるを得ないため、ビル&キープを採用できるケースは稀と想定。
  - ・ 特に、トラヒック・ポンピングの疑いがある事業者（=接続料収支は大幅黒字）からは同意を得られない。
- 指定設備事業者がビル&キープ方式を選択可能となるだけでは、上記のとおり状況に変化は生じないため、特段の効果は期待できない。
- なお、全事業者同時期、一律導入を原則としつつ、2者間の個別の合意があればビル&キープ以外の方法（現状どおりの接続料精算を含む。）を採用可能とすることは考慮しても良い。

### （ソフトバンク回答）

- 本研究会第68回会合（追加質問回答）の通り、ビル&キープ方式については事業者にとってそもそも大きなコスト削減は見込まれず、その他に期待されるメリットも特段ないものと考えており、エンドユーザにとっても確実なメリットは期待できないと考えているため、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能になった場合であっても公正競争上好影響があるものとはまでは言えない。
- 現状少なくとも第一種指定電気通信設備設置事業者はビル&キープ方式を採用できないため、その他の事業者が第一種指定電気通信設備設置事業者との間でビル&キープ方式を採用したくても制度上できない状態が解消され、協議により採用することが可能になるという効果はある。
- なお、前提として仮に指定設備設置事業者もビル&キープ方式の選択が可能になった場合であっても、あくまでも2社間で合意できた場合に導入されるもの。その上でビル&キープ方式採用の協議においては立場の優位性を活用し、ビル&キープ方式の採択が強制されることがないように留意する必要がある。

- ビル&キープ方式を原則化することについては、引き続き、様々な観点から丁寧な議論を要するところ、以上のような効果等を踏まえ、まずは部分的な導入を図る方策として指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とすることについて、どのように考えるか。

# 5. 指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化

令和5年4月18日(火)第71回会合  
資料71-1より抜粋

## (指定設備設置事業者においてもビル&キープ方式を選択可能とすべき・選択可能とすることは問題ないとの意見)

- 全事業者でビル&キープ方式を採用する議論に時間を要するのであれば、少なくとも**指定設備設置事業者を含む2社間において合意が図られれば、ビル&キープ方式を用いることは認められるべき。**【第67回会合・NTT東日本・西日本】
- **双方の合意がある場合は全ての事業者がビル&キープ方式を選択できるようにすべき。**【第67回会合・NTTドコモ】
- 2社間で**双方合意している場合に指定設備設置事業者もビル&キープ方式が選択可能になることは問題ない。**【第67回会合・ソフトバンク】
- **事業者間精算方法の幅が広がる**ことから、ビル&キープ方式を選択できるようになることは望ましい。ビル&キープ方式の選択が両事業者の**合意に基づいて行われるのであれば、公正競争上の懸念はない。**【第69回会合・楽天モバイル】

## (指定設備設置事業者等の交渉上の優位性・事業者間協議における適正性に関する意見)

- アカデミックな立場からは、ネットワークのオペレーションは規模の経済性がかなり効く分野であり、**各事業者が原価プラス適正利潤で接続料を設定するとしたら、大きい事業者ほど安く、小さい事業者ほど高くなるのが自然。**精算の手続きにかかるコストはないほうが良いという観点でビル&キープを合意の上で選択することは、小さい事業者にとってもあり得ると思うが、**大手事業者からの無言の圧力によって強制的にビル&キープを選択するということがあるとするとまずいのではないか**という観点を懸念。【第66回会合・相田構成員】
- 指定設備設置事業者に対しては、**求められれば他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に応じることを義務づける**ことにより、公正競争上の問題は生じない。【第67回会合・NTT東日本・西日本】
- 指定設備設置事業者が合意に基づき個別にビル&キープ方式を選択している場合、当該事業者が**他事業者と合理的な理由なく同方式を選択しないということがなければ、公正競争上の懸念はない。**【第67回会合・NTTドコモ】
- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を採用できるようにする場合は、**協議上の立場の優位性を活用し、ビル&キープ方式の採択が強制されることのないよう配慮すべき。**【第67回会合・ソフトバンク】
- 事業者間協議において**事業規模の大小が影響し、ビル&キープが一方向的に強要されることが起きないよう配慮**されることも必要。【第69回会合・ZIP Telecom】
- 事業者間協議において、協議上優位な立場にあると考えられる指定設備設置事業者の意向に沿う形でビル&キープ方式の選択が適用されるようなことがあってはならない。事業者双方が適切にコスト回収することを前提に、**指定設備設置事業者は、接続事業者との協議において、ビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できるように配慮する必要がある。**【第69回会合・楽天モバイル】
- ビル&キープ方式を採用可能とする場合、指定設備設置事業者は強い交渉力を有することから、**相手によって事業者間精算方式とビル&キープ方式を合理的な理由なく使い分けするのは不公正**であり、**一部の事業者とビル&キープ方式を採用した際には、その他の希望事業者に対しても同等に取り扱う等、留意が必要。**【第69回会合・オプテージ】
- 発着トラフィックを均衡させることができないことや網コストが異なる状況で、同一設備に対して受益者負担の考え方をもち**事業者間精算と、それとは異なる考え方のビル&キープ方式を恣意的に選択する懸念がある**ため、指定設備設置事業者側で**どのような場合にビル&キープを選択できるのかを、事前に明確化、整理が必要。**【第69回会合・エネルギー・コミュニケーションズ】

## 5. 指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化

### (指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることが他事業者に影響を及ぼすとの意見)

- ビル&キープ方式の考え方自体を否定するものではないものの、指定設備設置事業者が接続料の選択肢としてビル&キープを取り入れることが可能となれば、当該精算方式を適用する事業者数の推移にもよるが、この精算方式が事業者間の標準的な精算方式となり得る可能性があり、設備維持や音声通話料等、各事業者の収支面に影響が出る可能性がある<sup>【第69回会合・ZIP Telecom】</sup>
- 指定設備設置事業者間のみで本制度を採用した場合でも、規模の大きな事業者がかけ放題サービスを提供し、その利用者がつなぎ放題をし、小さな事業者の回線を消費することが容易に想像できる。また、小規模事業者は電話番号の属性や提供エリア、加入者数で大手事業者と戦えず、その結果大規模事業者のみが生き残るという寡占が進む。<sup>【第69回会合・IPS Pro】</sup>
- ビル&キープ方式が、一部の事業者、特に指定設備設置事業者のような市場支配力のある事業者において一度導入されると、いずれデファクトスタンダード化され、導入を望まない事業者としても拒否できない仕組みとして認識されていくことが危惧される。このような状況においては、小規模かつ着信トラフィックの多い事業者が、ネットワークコスト負担増を強いられることとなり、利用者料金の高騰、または事業からの撤退を余儀なくされるなど、利用者及び市場全体にとって不利益な事態が生じる可能性がある。<sup>【第71回会合(追加質問回答)・アルテリア】</sup>

- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることに関して、接続する2者間の合意に基づき選択する限りにおいては、問題ないとする意見があった一方で、①指定設備設置事業者の有する交渉上の優位性等に鑑み、事業者間協議の適正性を確保する必要があるとの意見、②接続する2者間の合意に基づき選択できるようにすることが、指定設備設置事業者との間でビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題を生じさせるとの意見があった。
- ①については、指定電気通信設備制度の趣旨を踏まえて、ビル&キープ方式による音声接続を可能とした場合に必要な制度的措置として、どのようなものが考えられるのか、具体的に検討する必要があるのではないかと。

(検討を要する制度的な措置の例)

- ・ 当該指定設備設置事業者がビル&キープ方式に合意する条件を接続約款に定めることとすべきか。
- ・ 特定の事業者との間でのみ、交渉時点における接続料収支を条件としてビル&キープ方式の選択を(指定設備設置事業者が)拒むことについて、どのように考えるか。
- ・ ビル&キープ方式の対象とすることができる呼種・接続形態を制限すべきか。
- ・ 当該指定設備設置事業者の他事業者のビル&キープ方式に係る合意の状況について確認するための措置をとるべきか。
- ②については、指摘のあった問題を具体的に整理した上で、①に基づき講じた措置を踏まえてなお生じる課題であると言えるかどうか、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることが公正競争環境に与える効果等について、十分に検討する必要があるのではないかと。

(指摘のあった問題)

- ・ 事業者間の標準的な精算方式(デファクト・スタンダード)となり得る
- ・ 利用者料金の音声定額制が普及することで、小規模事業者の回線維持が困難となる